建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」の改定について

このたび、建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」の一部を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

1 主な改定内容

「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」(令和4年4月)の冒頭『はじめに』に記載の通り。

2 適用日

令和4年4月1日から適用する ※ただし、適用日以前に従前の様式で作成した書類の提出を妨げない。

3 その他

各様式は、東京都建設局ホームページから入手できます。

(https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/shorui/index.html)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通(03)5320-5236